



## 視覚に障がいがある方への在宅生活訓練

福島県障がい者総合福祉センター主催による中途失明者や視覚障がい者等を対象とした在宅生活訓練が実施されます。

専門の指導員が自宅を訪問して行う個別指導で、ご家族との受講も可能です。

参加を希望される方は、事前に下記までお申し込みください。実施日は後日、個別に調整します。

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

### 訓練内容

歩行訓練・点字・音声パソコン・日常生活動作等



## 音訳奉仕員養成講座受講生募集

視覚障がい者の方の生活をさらに豊かにする音訳(文字情報を音声化する)奉仕員の養成講座を開催します。

**対象者** 音訳に興味がある方

**開催日**(全4回)

①8月24日(月)

②8月31日(月)

③9月7日(月)

④9月14日(月)

**開催時間**

午後7時～8時30分

**会場** 二本松福祉センター

**参加料** 無料

**定員** 10人

**申込期限** 8月17日(月)

※定員になり次第締め切りします。

◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

Fax(22)1547



## 手話奉仕員養成講座入門課程受講生募集

聴覚障がい者への初歩的なコミュニケーション方法を学習するとともに、聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員を養成します。

**受講対象者**

・二本松市、本宮市、大玉村に住む18歳以上の方で、令和3年度開催予定の基礎課程も継続して受講できる方

・受講中に案内する聴覚障がい者福祉活動行事等に積極的に参加できる方

**日時**(全21回)

9月8日(火)

～令和3年2月16日(火)

毎週火曜日(祝日を除く)

午後7時～8時30分

**会場** 二本松保健センター

**受講料** 無料

**テキスト代** 3300円

※テキスト代は1回目にお持ちください。

**定員** 10人

※定員を超えた場合には、抽選を行います。

**申込期限** 8月21日(金)

**申込方法**

福祉課(市役所1階)、各支

所地域振興課、各公民館に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、左記までお申し込みください。(FAX可)

## 肢体不自由者来所相談会

**日時** 8月28日(金)

**受付時間**

午後1時～2時30分

**場所** 県庁北庁舎1階

福島県身体障がい者総合福祉センター  
(福島市杉妻町2番16号)

**相談内容**

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談。

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

**相談料** 無料

**申込期限** 8月19日(水)

**申込方法**

事前に左記まで電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

Fax(22)1547

または各支所地域振興課

市民福祉係

## 今年の夏はアクティビティとBBQを組み合わせたプランはいかがですか？

**広報にほんまつを見た方限定!**  
 <シャワーウォークのみ (あだたらアクティビティ)>  
 【福島県民割 2,000円引き】  
 大人6,000円 小学生2,000円  
 (通常 大人8,000円 小学生4,000円)

<シャワーウォーク + BBQ付き宿泊プラン>  
 13,000円(通常17,500円) 4名一室限定  
 ※小学生以下半額

「集え遊び人。アクティビティ好きのための温泉宿」  
**mt. inn (マウントイン)**  
 Tel : 0243-24-5234



## 各種手当てを 「ご存じですか？」

### 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るための手当てです。

### 対象となる期間

児童が18歳に達する日以降最初の3月31日まで

### 受給資格

次のいずれかにあてはまる児童を育てている父母または養育者

- ・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・心身に重い障がいのある父または母を持つ児童 など

### ※所得制限があります。

※手当てを受けるには申請が必要が必要です。

### 手当ての額(令和2年4月より)

- ・月 額 4万3160円
- ・第2子加算 1万 190円
- ・第3子加算 6110円

※公的年金の受給など、状況により手当てが減額になる場合や手当てを受けられない場合があります。

### ※本人や同居家族の所得によつて手当ての減額や手当てが支給されないことがあります。

特別児童扶養手当  
特別障害者手当  
受給資格

### 特別児童扶養手当

身体や精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を育てている父母または養育者

### 特別障害者手当

在宅の著しく重度の障がいがある20歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

### 障害児福祉手当

受給資格

身体や精神に重度の障がいがある20歳未満の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

### ※各手当ては、所得制限があります。

また、状況により手当てを受けられない場合があります。



## 各手当てを受給している方へ

### 〓 現況届はお早めに

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当のいずれかを支給されている方は、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります(対象となる方には別途通知します)。

この届けを提出されない場合は、手当てが支給されないことがありますので忘れずに提出してください。

また、ひとり親医療費受給資格登録更新も同時に行います。

### 〓 問い合わせ

#### ・児童扶養手当

子育て支援課子ども家庭係  
☎(55) 5094  
Fax(22) 1547

#### または各支所地域振興課

#### 市民福祉係

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当  
福祉課障がい福祉係  
☎(55) 5113  
Fax(22) 1547

#### または各支所地域振興課

#### 市民福祉係

## 「市立幼稚園の休園基準」について

市立幼稚園では、園児数が減少しており、このまま園児数の減少が続けば、幼稚園における集団での生活や遊びを通しての学び、幼児教育のねらい達成が難しくなります。

このため、昨年度「二本松市立幼稚園適正規模等検討会」にて検討した結果等を踏まえ、子ども達の育ちに必要

な集団で幼稚園教育を受けることができる環境を確保することを目的として、令和3年度から在籍予定園児数による「市立幼稚園の休園基準」を設けることとします。

●休園基準

・4月1日現在在籍予定園児数が、園全体で5人未満の幼稚園は、当該年度「休園」とします。

※「在籍予定園児数」は、新5歳児と新4歳児を合計した園児数です。

●令和3年度園児募集方法

・園児募集は、市立幼稚園全9園で行います。

・募集時期は、改めてお知らせします。

**言 宣 賃 家 低**

**ユーミーマンション**

安心快適賃貸!

自然災害に強い  
今、人気のユーミーマンション  
TEL 22-8558  
URL <http://www.satou-gumi.co.jp>

二本松市表1丁目552-7  
**株式会社 佐藤組**  
協賛 ユーミーあだたら協力会

### 〓 問い合わせ

子育て支援課保育所幼稚園係  
☎(55) 5112  
Fax(22) 1547

園児募集の結果、令和3年4月1日の在籍予定園児数が、園全体で5人未満の幼稚園は、令和3年度「休園」とします。「休園」の判断時期は、12月下旬を予定しています。

・休園対象となる幼稚園に在園し、また入園を希望していた新5歳児と新4歳児は、開園する他の幼稚園に転園していただきます。

**犬の飼い主の皆様へ**

犬の散歩の際には、ビニール袋を持参するなどし、「ふん」は飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。

また、放し飼いにより、飼い犬が子どもや他の犬をかんだり、庭や畑などを荒らしたりすることがありますので、散歩中も含め犬は必ずつないで飼いましょう。



【簡単な「ふん」の後始末方法】

**ハチの注意ください**



夏から秋にかけて、ハチが活発に活動します。野山などでハチに刺されるケースも増えますが、ハチはむやみに人を刺すわけではありません。

**次の点に注意しましょう**

- ・ハチが近寄ってきたり、慌てて手で払ったり駆け出したりしない。
- ・ハチの巣に気付いたら、ゆっくりその場を離れる。
- ・黒い服を避ける（ハチは黒色に反応します）。野山に出かける際は、白い服がオススメです。

**防護服の貸し出し**

市では、ご自身でハチの巣を駆除する方にハチ駆除防護服の貸し出しをしています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

**スプレー缶・ライターの  
ごみ出しの注意**

スプレー缶（カセットボンベ、ヘアスプレー、殺虫スプレーなど）やライターを捨てる時には、事故防止のため、次の点に注意してごみステーションに出してください。

**スプレー缶の捨て方**

**手順1**

「缶の中身を完全に使い切る」缶を振って音がしたら、まだガスが残っている証拠です。スプレー缶は最後まで使い切りましょう。

残ったガスを出し切るための残ガス排出機構がついている場合があります。スプレー缶に中身の出し方が書いてある場合はそのとおりに行ってください。

**手順2**

「缶に穴を開ける」

必ず中身を使い切り、屋外で穴を開けてからピンク色の指定袋（破砕するごみの袋）に入れてごみステーションに出してください。中身が残ったままの状態

で穴を開けたり、火の気があるところや、風通しの悪い屋内で穴を開けることは、非常に危険です。

穴を開ける専用の道具はスーパーやホームセンター等で購入できます。



（道具で穴を開けている様子）

**ライターの捨て方**

ライターはガスを使い切ってから、ピンク色の指定袋（破砕するごみの袋）に入れてごみステーションに出してください。

**◎問い合わせ先**

生活環境課環境衛生係  
☎(55)5103  
☎(22)4479  
または各支所地域振興課市  
民福祉係

**やすらぎの丘 二本松斎場**

全日本葬祭業協同組合連合会加盟  
丸又ふれあい会 会員募集中  
葬儀のすべてのご相談・ご用命は  
**丸又葬儀社**  
有限会社  
本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598  
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5  
**0120-03-5598**



**令和元年台風第19号  
令和2年度固定資産税の  
減免について**

令和元年台風第19号により  
損害を受けた固定資産につい  
て、令和2年度固定資産税が  
減免される場合があります。  
**対象となる固定資産**

令和元年台風第19号による  
損害を受けた固定資産のうち、  
令和2年1月1日現在で復  
旧・修繕が行われていないも  
の

**減免対象**  
対象となる固定資産の、令  
和2年度の固定資産税

**減免の割合**  
損害の程度により決定しま  
す。



**申請方法**

税務課(市役所1階)または  
各支所に備え付けの「市税等  
の減免申請書」に必要事項を  
記入の上、被害状況を証明す  
る書類(罹災証明書)を添付し  
て提出してください。

※申請書は市ウェブサイトで  
ダウンロードできます。

※令和元年度に減免を受けた  
方については、罹災証明書  
の添付の必要はありません。

**申請期限**  
令和3年2月22日(月)

**問い合わせ:**

税務課資産税係  
☎(55)5086  
Fax(22)0790

**て 個人事業税の納付につい**

個人事業税は、県内に事務  
所・事業所を設け、物品販売  
業や不動産貸付業など、法令  
で定められている事業を行う  
個人の方に納めていただく県  
の税金です。

課税対象となる方には、県  
北地方振興局県税部から8月  
11日頃に納税通知書が送付さ  
れます。

**納期限**

第1期分：8月31日(月)  
第2期分：11月30日(月)  
※2回に分けての納付となり  
ます。ただし、税額が1万  
円以下の場合、第1期で  
の一括納付となります。

**口座振替制度を**

**ご利用ください**

個人事業税の納付には、口  
座振替制度が利用できます。  
手続用紙は、納税通知書に同  
封しています。

**問い合わせ:**

県北地方振興局県税部  
課税第一課(個人事業税)  
☎024(521)2692  
納税課(口座振替制度)  
☎024(521)2682



**不動産取得税の特例措置**

原子力災害による避難指示  
区域内にある家屋およびその  
敷地に代わるものを取得した  
場合、一定の要件を満たして  
いれば、申請により特例措置  
による軽減を受けることがで  
きます。

また、県内に三世代以上の  
方が同居または近居する住宅  
を取得した場合、申請により  
不動産取得税の一部について  
軽減を受けることができます。



詳しい内容や申請方法は、  
左記までお問い合わせくださ  
い。

**問い合わせ:**

福島県北地方振興局県税部  
課税第一課 不動産取得税  
チーム  
☎024(521)2694

**あだたらイルミネーション**

- ◆ 営業期間 8月1日(出)～9月22日(火・祝)  
※8月31日以降は金・土・日・祝の営業
- ◆ 営業時間 19時～21時
- ◆ 料金 大人1,300円  
小人 800円  
※大人(中学生以上) 小人4歳以上



二本松市奥岳温泉  
**あだたら高原スキー場**  
TEL 0243-24-2141

**絶景の露天風呂**



《あだたら山奥岳の湯》

- 営業時間 10時～18時
- 料金 大人 650円 小人 450円